

令和6年4月号

「子どもがオンラインゲームで高額課金をした！」

事例：小学生の子どもに、使わなくなったタブレット端末でオンラインゲームをさせていた。親の知らないうちに、子どもがゲームで30万円もの課金をしていて、クレジットカード会社から請求を受けた。取り消しできないか。

解説：

要らなくなったタブレットやスマホをお子さんに使用させる場合、保護者が管理できる設定（ペアレンタルコントロール機能など）をする必要があります。子ども用のアカウントを設定し、アイテムなどの購入制限や、支払い方法（キャリア決済やクレジットカード情報など）の削除などをしましょう。

民法上は「未成年者のした契約は、親権者または本人から取り消しできる」とされています。しかし保護者のアカウントで課金している場合、未成年がした契約だと証明することが難しく、必ずしも未成年の取消ができるとは限りません。

携帯電話会社やゲーム会社側では年齢認証や、課金上限などの仕組みを設けていますが、子どもはそれらを乗り越えて課金しています。事業者による未成年取り消しの判断基準が、厳しくなっているのも現実です

トラブルを防ぐためには、普段からオンラインゲームについて子どもと話し合い、細かいルールを決めておきましょう。また保護者も子どもまかせにせず、ゲームの内容や、課金の仕組みなどを理解することも必要です。

令和6年6月号

「減らない通信販売での「定期購入」のトラブル」

事例：インターネット広告で「初回格安」と表示されていたサプリメントを契約。一度だけのお試しのつもりが、定期購入だった。

解説：インターネット通販のサプリメントや化粧品、電子タバコなどの定期購入の相談が後を絶ちません。

「いつでも解約できると表示があるので定期購入の契約をしたが、解約しようとする電話が繋がらない」という相談のほかに「次回発送の10日前までに連絡が必要」「初回で解約するなら約1万円の解約手数料が必要」などと解約条件を付けられたり、「契約後に『お得なクーポン』という表示が出て、それを選ぶと4回購入の縛りがある契約に変更されていた」という相談もあります。サイトの広告では「定期縛りなし」「いつでも解約できる」と書かれていても、実際には簡単に解約できないというケースが多いです。

通信販売にはクーリング・オフの制度はありません。インターネット通販の場合は「特定商取引に基づく表示」など詳しい契約条件をサイト上に記載するように法律で定められています。また「最終確認画面」にも契約内容を表示するよう義務付けられます。それらを確認し、内容をよく吟味したうえで契約しましょう。

令和6年7月号

「国際ロマンス詐欺に注意！」

【事例】

外国人との交流サイトでアメリカの軍医だという男性と仲良くなった。退役したら結婚したいなどという甘い言葉に心を許してしまった。SNS でやり取りを続けていたところ、「日本に送る荷物があるので受け取ってほしい」と言われたため、承諾し、個人情報を伝えた。「保険料と送料が必要」と言われ、15万円を振り込んだ。その後「空港で荷物が止められたので、通関手数料が必要だ」などと何度も言われ200万円送金した。その後男性と連絡が取れなくなった。

【アドバイス】

マッチングアプリやSNSなどのインターネットで知り合った外国人と連絡を取り合ううちに送金を迫られるいわゆる「国際ロマンス詐欺」の相談が寄せられています。

インターネットで知り合った、面識のない外国の人と安易に荷物を受け取る約束をしたり、送金するのはやめましょう。ほかにも資産譲渡や渡航費用などさまざまな名目で送金を迫られることがあります。また手数料などを求められても絶対に払わないでください。一度支払ってしまうとお金を取り戻すのは極めて困難です。

恋愛感情や親切心などを利用されているため、本人が気づいていない場合もあり、周囲のサポートが重要です。

不安に思ったら、送金する前に消費生活センターに相談してください。

令和6年9月号

「自動音声の電話で未納料金を請求する詐欺に注意！」

事例1

携帯電話の留守電に大手電話会社を名乗る着信があり、自動音声で「未納料金が発生している」と伝言が残っていた。覚えがない。

事例2

通信事業者の関連企業を名乗りスマホに電話があり、自動音声で「未納料金がある」と言われた。ガイダンスにしたがってボタンを押したところ、オペレーターにつながり本人確認の為と言われ、生年月日と氏名を教えてしまった。不審に思い切ったが、不安だ。

解説

自動音声の電話がかかってきて、身に覚えがない未納料金を請求される詐欺の相談が多く寄せられています。料金請求のほか、氏名や生年月日等の個人情報を聞き出す事例も見られます。

- ・実在する事業者の名称をかたって身に覚えがない未納料金を請求されても絶対に相手にせず、電話を切って下さい。
- ・非通知や知らない番号からの電話には出ない、かけ直さないことがトラブル防止に効果的です。
- ・不安を感じる場合は、消費生活センターに相談してください。

令和6年12月号

「会員登録時に注意！

海外の事業者の広告でサブスク契約をしてしまうトラブル多発！！」

事例1：

国内のオンラインストレージサービス（インターネット上にデータを保管するサービス）の利用手続きをしたつもりが、知らない海外事業者から登録完了メールが届き、サブスク契約をしてしまったことに気付いた。解約したい。

事例2：

会員カードを更新しようと「スタート」ボタンから手続きをしたら、身に覚えがない契約内容が表示され、海外のサイトに登録してしまったようだ。解約したいが事業者の連絡先が分からない。

解説：

サブスクとは、一定期間利用できる権利に対して月々の料金を支払う方式のことです。

消費者はネット上の広告が海外事業者とのサブスク契約のボタンとは気付かず、クレジットカード情報を入力します。毎月のカードから覚えのない代金が引き落とされていることを知り、初めてサブスク契約をしたことに気付く人が多く、慌てて解約しようとしませんが、契約相手が不明だったり、海外サイトのため簡単には解約できません。ネット上でカード番号を入力するときは「公式ホームページで手続きしているか」を確認することも必要です。

契約してしまい、事業者への解約などの申し出方法がよく分からない場合や不安に思った場合は、消費生活センターへ相談してください。

令和7年3月号

「その URL のクリック、ちょっと待って！

—SMS やメールでの“フィッシング詐欺”の相談が増えていますー」

(事例1)

宅配会社から「料金が不足している」と SMS がきた。添付の URL をクリックし、クレジットカード番号を入力したが、エラーが出たので違うカード番号を入力し決済した。2 枚のカード会社から後日 20 万円の請求がきた。騙された。

(事例2)

「商品が通関で足止めされている」とメールがきたので、添付の URL に入り、個人情報を入力してしまった。大丈夫か。

(事例3)

私のパソコンのメール宛に、取引している銀行から「URL に入り、セキュリティ対策するように」とメールがきた。ID とパスワードを入力してしまったが不審だ。

(解説)

最近のクレジットカードの不正利用は、フィッシングがきっかけと考えられる場合が多くあります。個人情報やクレジットカード情報を入力させる内容のメールや SMS が記載されている URL には、アクセスしない事が大切です。

フィッシングサイトにアクセスしたと気づいたら、ID・パスワードはすぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関などにも連絡しましょう。

不審に思ったら、アクセスする前にセンターに相談しましょう。